

頌栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、頌栄短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取り扱いに関して、適正な運営、管理及び監査をするために必要な事項を定める。
- 2 公的研究費の運営、管理及び監査については、交付機関が定めた公的研究費に関するルールその他別の定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。
- 2 前項に掲げる公的研究費補助金以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。
- 3 この規程において、「研究者」とは、本学の専任教育職員及び次に掲げる者とし、公的研究費に基づく研究の研究代表者又は研究分担者であるものとする。
- (1) 客員教授
- (2) その他学長が本学において補助金申請資格を有すると認められた者

(法令等の遵守)

- 第3条 研究者は、公的研究費の取り扱いについては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(責任体制)

- 第4条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理について統括責任者を補佐し、それぞれの科において実質的な責任と権限を持つものとし、学務部長、専攻科長をもって充てる。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営及び管理について、適切に競争的資金の管理・執行を行っているかについて、内部監査部門と協力しながらモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(職名の公開)

- 第5条 前4条の責任者を置いた時、またはこれを変更した時は、その職名を公開するものとする。

(運営・管理の環境整備)

- 第6条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用（以下「不正」という。）が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。
- 2 本学における公的研究費に係る会計事務処理の責任体制は、頌栄保育学院職制規程のとおりと

する。

- 3 本学における公的研究費に係る事務処理手続きに関する本学内外からの相談窓口を総務課に置き必要な業務を行う。

(職務権限の明確化)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関して研究費の交付を受けて研究する者及び事務職員の権限と責任を明確に定める。

- 2 学院における事務処理の業務は、顕栄保育学院職制規程に基づき行う。

(行動規範等)

第8条 教職員は、公的研究費は公的資金によるものであり、本学の責任において管理するものであることを十分に認識し、次の取り決めに定める行動規範を遵守しなければならない。

- (1) 研究者は、研究者としての倫理を守り、研究の推進にあたっては、この規程に従い公的研究費の適正な使用に努めなければならない。
 - (2) 職員は、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を旨とした事務を担う立場にあるとの認識の下で公的研究費を管理しなければならない。
 - (3) 研究者及び職員は、公的研究費の事務処理に関する権限と責任について理解を共有し、この規程に基づき、職務権限に応じた正確な決済手続き等を行わなければならない。
 - (4) 研究者及び事務職員は公的研究費の適正な執行を確保するため、関係する規則等の遵守に努めるほか研修会等に積極的に参加し、自己研鑽に努める。
 - (5) 公的研究費の執行に関わる研究者及び事務職員はコンプライアンス教育を受講し誓約書を提出する。
 - (6) 一定の取引実績を考慮した上で、業者に対してコンプライアンス教育内容の周知及び誓約書の提出を課し、不正が行われた場合は取引の制限を行う。
- 2 最高管理責任者は、コンプライアンス教育等を通じて、前項の行動規範等を周知徹底し、関係者の意識向上に努めなければならない。

(不正に係る調査及び措置)

第9条 本学における不正に関する調査を実施するために、事案ごとに公的研究費調査会（以下「調査会」）を置く。

- 2 調査会は、学長を主査とし、最高管理責任者が指名する教職員若干名をもって構成する。ただし、調査会が必要と認めたときは、他の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 調査会は、調査対象者及び関係者から事情聴取等公正な調査を実施して、不正の有無を認定し、速やかに最高管理責任者へ文書で報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査対象者の不正の事実が懲戒処分に相当すると判断したときは、理事長にその旨を上申するとともに、速やかに公表するものとする。
- 5 最高管理責任者は、業者が不正な取引に関与したと認めたときは、当該業者との取引停止等の処分をしなければならない。
- 6 最高管理責任者は、調査対象者に不正の事実がないと認定したときは、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 調査対象者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置
 - (2) 通報者が悪意に基づく申立てを行ったことが明らかであると認められた場合には、通報者に対する懲戒処分の上申等
- 7 調査会の事務は、総務課において処理する。

(不正防止計画の策定・実施等)

- 第10条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を策定しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、不正防止の対応について、学内外に公開するとともに、不正防止計画の進捗管理に努めなくてはならない。
 - 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止計画に基づき、教職員に対し、不正の防止に係る啓発等を実施しなければならない。
 - 4 公的研究費に係る不正行為及び不正使用については、その疑いも含めて、最高管理責任者の責任において、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。
 - 5 不正防止計画の推進に関する事務は、総務課が担当する。

(公的研究費の適正な管理)

- 第11条 事務職員は、他部署との連携の上予算執行状況を検証し、執行計画とあったものになっているかを確認し、当初の執行計画に対して著しく遅れが生じている場合又はその執行が年度末になることが予想される研究者に対して、あらかじめその理由を確認する。
- 2 公的研究費の執行手続きに関しては、別表「顕栄短期大学公的研究費に係る物品等の発注・検収取扱要項」に基づき、適正な予算執行を行う。

(ルール等の情報伝達)

- 第12条 最高管理責任者は、教職員等に公的研究費の適切な使用について理解させるため、学内説明会、講習会及び研修会の開催、文書通知、諸会議等により周知する。
- 2 公的研究費の使用に関する取り扱いについて、本学院内外からの相談を受け付ける窓口を総務課に置き、必要な業務をおこなう。
 - 3 本学内外からの通報（告発）を受け付ける窓口を、総務課に置く。

(内部監査等)

- 第13条 モニタリング及び内部監査（以下「内部監査等」という。）は、監事が総務課及び会計課の協力を得て実施する。なお、最高管理責任者が必要と認めた場合は、他の教職員を内部監査等の担当者として加えることができる。
- 2 内部監査等は、会計監査及びルールを含めた不正防止体制の機能の検証を行う。
 - 3 関係教職員は、内部監査等に協力しなければならない。
 - 4 内部監査等の担当者は、関係教職員に対して必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
 - 5 内部監査等の担当者は、内部監査等の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
 - 6 最高管理責任者は、前項の報告に基づき必要な措置を講じなければならない。

(所管)

- 第14条 この規程に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務課が行うものとする。

(定めのない事項の取扱い等)

- 第15条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の管理・監査等に必要事項は、学長が別に定める。

(ガイドライン)

- 第16条 この規程に定めのない事項は、文部科学省のガイドラインおよび関連する通達に則り取り扱う。

(規程の改廃)

- 第17条 この規程の改廃は、教授会で審議し学長が決定する。

附則

この規程は2009年12月15日制定、同日実施する。

附則

この改正は、2017（平成29）年3月15日から施行する。